

○山梨県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

昭和57年1月14日

本部訓令第1号

改正 平成元年4月本部訓令第14号

平成4年7月本部訓令第12号

平成19年3月本部訓令第8号

平成25年4月本部訓令第7号

令和5年7月本部訓令第10号

令和6年3月本部訓令第5号

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察機動捜査隊（以下「機捜隊」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(編成)

第2条 機捜隊の編成は、別表のとおりとする。

(任務)

第3条 機捜隊は、次の各号に掲げる捜査活動を行うことを任務とする。

- (1) 殺人、強盗、不同意性交等、放火その他重要事件等の初動捜査
- (2) 窃盗事件等の犯罪多発地域におけるよう撃捜査
- (3) 活動区域内の機動捜査
- (4) 警察本部長が別に定める捜査支援
- (5) 隊長が特に命じた捜査

(活動区域)

第4条 機捜隊の活動区域は、県下全域とする。

(勤務制)

第5条 機捜隊の勤務は、隊長が別に指定する者を除き、交替制勤務とする。

(勤務計画)

第6条 隊長は、毎月末に翌月分の勤務計画を策定し、勤務計画表（別記様式第1）により隊員に通知するものとする。

(勤務日誌)

第7条 隊員は、勤務中の取扱い事項を勤務日誌（別記様式第2）に記載し勤務終了後隊

長に報告するものとする。

(緊急出動)

第8条 隊長は、第3条第1号に掲げる事件を認知したときは直ちに隊員を出動させ、次の各号に掲げる事項について迅速的確な初動捜査を行うものとする。

- (1) 犯人の追跡逮捕
- (2) 犯罪現場付近の聞込み
- (3) 被害者、参考人等の確保及びその取調べ
- (4) 現場保存及び捜査資料の収集
- (5) 防犯カメラ画像等の収集
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要と認める応急措置

2 緊急出動した現場に当該事件の発生地を管轄する警察署の捜査幹部が到着していない場合は、機動捜査隊の幹部が現場に到着した警察官を指揮して初動捜査に当たるものとし、当該捜査幹部が現場に到着した際にそれまでに執った措置及び捜査経過を確実に引き継がなければならない。

(緊急手配等の措置)

第9条 隊員は、緊急配備その他の手配を認知したときは前条に該当するものを除き積極的に検問検索等の捜査に当たらなければならない。

(派遣の要請等)

第10条 機動捜査隊の派遣の要請及び決定、派遣期間並びに派遣の解除については、警察本部長が別に定める捜査支援に関する定めによるものとする。

(捜査指揮)

第11条 機動捜査隊の捜査指揮は、隊長が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる隊員の捜査指揮は当該事件を管轄する警察署長（捜査本部設置事件にあつては捜査本部長）が行うものとする。

- (1) 第8条の規定により緊急出動した隊員
- (2) 第9条の規定により検問検索等の捜査に当たる隊員
- (3) 前条の申請に基づき応援派遣した隊員

(各所属との関係)

第12条 隊長は、常に関係所属長と積極的に連絡をとり相互に協力してその任務を行うものとする。

- 2 隊長は、捜査活動によつて入手した情報資料等を関係所属長に通報するものとする。
- 3 隊員は、関係各所属の勤務員と積極的に連携を図り効果的な捜査活動を行うものとする。
- 4 各所属の勤務員は、機捜隊の活動を効果的に行わせるため手配照会回答等について積極的に協力するものとする。

(事件の引継)

第13条 機捜隊が検挙した被疑者の引渡し及び事件処理は、原則として次によるものとする。

- (1) 県内発生事件は、発生地を管轄する警察署
- (2) 県外発生事件は、検挙地を管轄する警察署

- 2 機捜隊の取扱い事件の引継ぎは、事件引継書（別記様式第3）によるものとする。

(教養訓練)

第14条 隊長は、隊員に対し捜査に関する知識技能の向上に必要な教養及び訓練を計画的に行わなければならない。

(服装)

第15条 隊員の服装は、原則として私服とする。

- 2 事案の規模、態様等により必要と認めるときは、腕章を着用するものとする。（別記様式第4）

(勤務心得)

第16条 隊員は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 待機中は緊急出動に備え車両その他の装備資器材を点検整備し、常に通信連絡に注意すること。
- (2) 常に捜査技能の修得に努めるとともに車両装備資器材及び無線機器の操作に習熟しておくこと。
- (3) 事件の発生を知つたときはその状況を判断して迅速に出動すること。
- (4) 活動区域内の犯罪の実態及び犯罪常習者等の動向をは握すること。
- (5) 周到鋭敏な観察力及び注意力を発揮して職務質問を励行し、不審者等の発見に努めること。
- (6) 関係法令の研さんに努め執行務の適正を期すること。
- (7) 言語態度等に留意し、県民から信頼されるように努めること。

(8) 勤務を交替するときは勤務中の取扱い事項等を確実に引継ぐこと。

(9) 常に細心の注意を払い、交通事故、被疑者事故、受傷事故その他の各種事故防止に努めること。

(活動実績報告)

第17条 隊長は、毎月の活動実績を翌月10日までに機動捜査隊活動実績報告書（別記様式第5）により警察本部長に報告しなければならない。

(実施規定)

第18条 この訓令の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月18日本部訓令第14号）

この訓令は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成4年7月27日本部訓令第12号抄）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日本部訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月13日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日本部訓令第5号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表及び様式略